平成２２年（フ）第２８７５号
福岡県太宰府市通古賀４丁目５番３―105号
債務者　崎迫　秀喜
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８７６号
福岡県太宰府市通古賀４丁目５番３―105号
債務者　崎迫　裕子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８９２号
福岡市中央区清川２－１－29ＷＩＬＬＤＯ天神南407号、住民票上の表示熊本県八代市西宮町1362番地
債務者　内田　紫乃
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９１６号
福岡市博多区吉塚５丁目17番39―606号
債務者　今住　征二
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９４５号
福岡県古賀市薬王寺1750番地１
債務者　田嶋　肇司
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９７７号
福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁２丁目５番16号レオネクストかよいちょう111号
債務者　弓削　忍布（旧姓碓井）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９８３号
福岡市城南区東油山６丁目13番47号
債務者　町田智代子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３００１号
福岡市早良区野芥２丁目20番２号
債務者　西嶌　清一
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８０号
北海道苫小牧市字沼ノ端948番地の22
債務者　澤田　健一
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２８８号
北海道苫小牧市青葉町１丁目４番４―302号
債務者　渡辺由美子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第５６５９号
大阪府枚方市池之宮１丁目31番21号
債務者　西村喜久子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９４８号
大阪府寝屋川市香里西之町５番３―204号
債務者　杉田　至弘
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０６６号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目12番１号
債務者　福西　友子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５９３号
大阪市港区三先２丁目１番10号
債務者　小川　　博
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９２９号
大阪府枚方市上島町７番１―209号
債務者　藤座　朋美（旧姓茶円）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９３１号
大阪府大東市御領１丁目11番21号　レオパレスビアンコⅢ107号
債務者　藤原　成和
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９５５号
大阪市西成区岸里東１丁目27番３号
債務者　笠原　二郎
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９８８号
大阪市西区新町１丁目４番30号新町Ｐ．Ｏ．ビル502
債務者　福本　好弘
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部